

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成31年2月10日

1 入札に付する事項

愛媛県立とべ動物園 清掃業務

2 入札日時及び場所

- (1) 日時 平成31年3月8日（金曜日）午後1時30分
- (2) 場所 愛媛県立とべ動物園 管理事務所第1会議室

3 入札参加資格確認書の提出

- (1) 日時 平成31年2月28日（木曜日）午後5時15分まで
- (2) 場所 〒791-2117 伊予郡砥部町上原町240番地
愛媛県立とべ動物園 管理事務所（郵送可）

4 入札参加資格の概要

- (1) 愛媛県の一般的な入札参加資格を有すること。
- (2) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であること。（建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物環境衛生総合管理業、建築物環境衛生一般管理業、建築物清掃業等の登録を受けた者であること。）
- (3) 過去3年間に、県内において、国、地方公共団体の建築物の清掃業務を、継続して1年以上履行した実績（履行中のものを含む。）があること。

5 関係書類

関係書類は、とべ動物園ホームページ (<http://www.tobezoo.com/>) 内からファイルをダウンロード、又は6の問い合わせ先で手渡しにより受領可能。なお、手渡しの場合は、午前8時15分から午後5時15分までとする。

6 問い合わせ先

公益財団法人愛媛県動物園協会
電話番号 089-962-6000
住所 愛媛県伊予郡砥部町上原町240番地

7 その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。

1 競争入札に付する事項

別記の1のとおり

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 知事の審査を受け、愛媛県の平成29年度、平成30年度及び平成31年度における製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 過去3年間に、県内において、国、地方公共団体の建築物の清掃業務もしくは愛媛県立とべ動物園の清掃業務を、継続して1年以上履行した実績(履行中のものを含む。)があること。
- (4) 開札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。
- (5) この業務について、法令等の定めによる許認可等に基づく営業を行う者であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) この入札に参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。
 - ア 入札参加資格確認書(別紙)
- (2) (1)の書類の提出日時及び提出方法
 - ア 提出日時及び場所 別添入札公告の3のとおり
 - イ 提出方法 (1)の書類は、持参もしくは郵送により提出すること。
 - ウ 提出された(1)の書類は、返却しない。
- (3) 事前確認の方法
事前確認は、2に掲げる要件を(1)の申請書類の記載内容等に基づき、当該要件を満たしているかどうか確認する。
- (4) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、入札書を無効とし、開札しない。なお、(1)の確認を受けずに、当該入札に参加しようとした者も同様とする。

4 入札及び開札

- (1) 入札の日時及び場所は、別記の2のとおり。
- (2) 入札参加者は、入札書を持参により提出すること。
- (3) 入札書の様式は、様式1のとおりとする。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名に加えて、代理人であることおよび当該代理人の氏名を表示し、委任状に使用した印鑑を押印すること。
- (4) 委任状の様式は、様式2のとおりとする。委任状は代表者からの委任とし、入札書と合わせて提出すること。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の

108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6)開札は即時開札とする。

(7)予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

5 入札保証金及び契約保証金

免除する。

6 入札の無効等

入札参加資格を有しない者の提出した入札書、及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

7 落札者の決定

(1) 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、規則第134条の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

については、次の事項に留意すること。

① 「愛媛県立とべ動物園維持管理等業務委託低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領」に基づき、最低制限価格が設定されていること。

② 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とせず、その旨を当該入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定すること。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あった場合、くじにより落札者を決定するものとする。

(3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。

(4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約書作成の要否

要

9 契約条項

契約書のとおり

10 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札決定後、委託契約の締結までの間に、当該業者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは請負業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

別記

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

愛媛県立とべ動物園 清掃業務

(2) 業務概要

別紙業務内容一覧表のとおり

(3) 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 入札日時及び場所

(1) 日時 平成31年3月8日（金曜日）午後1時30分

(2) 場所 愛媛県立とべ動物園 管理事務所第1会議室

3 入札等の照会先

公益財団法人愛媛県動物園協会

電話番号 089-962-6000

住所 愛媛県伊予郡砥部町上原町240番地

(別紙)

入札参加資格確認書

平成 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 佐伯 要 様

住 所
商号又は名称
代 表 者
氏 名 印

とべ動物園 清掃業務に係る入札に参加する資格について、下記事項及び添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 平成 29・30・31 年度における製造の請負等に係る愛媛県の競争入札参加資格を有する。
- 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定には該当しない。
- 入札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない。
- この業務について、法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業である。
- 過去 3 年間に、県内において、国、地方公共団体の建築物の清掃業務もしくは愛媛県立とべ動物園の清掃業務を、継続して 1 年以上履行した実績がある。

業務名	発注者	契約期間	業務場所
		年 月 日～ 年 月 日	
		年 月 日～ 年 月 日	
		年 月 日～ 年 月 日	

※ 1 については競争入札参加資格審査結果通知書の写しを添付すること。

※ 5 については契約書の写しを添付すること。

様式 1

入 札 書

平成 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 佐 伯 要 様

入札者
住 所
名 称
氏 名

印

¥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

ただし、愛媛県立とべ動物園 清掃業務

上記のとおり公益財団法人愛媛県動物園協会会計規程を遵守し、
契約条項を承認のうえ入札いたします。

様式 2

委 任 状

平成 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 佐 伯 要 様

住 所
名 称
氏 名 印

私は、住所
氏名 印 を代理人と定め、
下記の委託業務に関する入札の一切の権限を委任します。

記

1. 愛媛県立とべ動物園 清掃業務

清掃業務委託契約書(案)

委託者 (甲) 公益財団法人 愛媛県動物園協会

受託者 (乙)

甲と乙は、甲が管理する愛媛県立とべ動物園の清掃業務に関し、次の条項により委託契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(総則)

第2条 甲は、愛媛県立とべ動物園の清掃業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(清掃内容)

第3条 乙が甲から委託を受けて清掃業務を行う内容は、別紙のとおりとする。

(委託期間)

第4条 この契約による委託期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(委託料)

第5条 この契約に基づく委託業務の委託料は、
円(うち消費税および地方消費税
円)とする。

(委託料の支払)

第6条 委託料の支払は、12回払いとし毎回の支払額を
円とする。

2 甲は、毎月の委託業務の完了を確認後、前項に定める支払額を乙の適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第7条 乙は、甲の責めに帰すべき理由により、第6条第2項の規定による対価の支払いが遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）に定める率の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(再委託等の禁止)

第8条 乙は、甲の承認を得ないで、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、かつこの契約によって生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。

(廃棄物の処理)

第9条 乙は、委託業務で収集した廃棄物は、運搬処理しなければならない。

(電気・水道の提供)

第10条 甲は、乙に対し業務の実施に必要な電気及び水道を無償で提供するものとする。

(費用負担)

第11条 委託業務を行うために必要な機械器具及び薬品類・消耗品にかかる費用は、乙の負担とする。

(検査)

第12条 甲は、必要に応じて検査を行い、清掃が不十分と認められた場合は、改めて清掃を命ずることができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 作業を継続する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約を誠実に履行する意志がないと認められるとき。
- (3) 第12条の規定による指示に違反したとき。
- (4) 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。
- (5) 正当な事由によって、乙が契約解除を申し出たとき。
- (6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

(損害賠償)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。

- 2 甲は、乙が委託業務の実施にあたり、故意又は過失によって建物、機械器具及び備品類等を破損又は亡失したときは、その損害の賠償を請求することができるものとする。

(完了報告)

第15条 乙は毎月の委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に委託業務完了報告書別紙様式を提出しなければならない。

(疑義の決定)

第16条 この契約に定めのない事項あるいは、疑義が生じた事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため契約書2通を作成し、甲・乙両者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

伊予郡砥部町上原町240番地
甲 公益財団法人 愛媛県動物園協会
理 事 長 佐 伯 要

乙

1. 園内及び園路

内 容	場 所	頻 度
床面清掃	ライオン舎 室内観覧場 1階51.77㎡ 2階73.719㎡	週1回 除塵及び全面水拭き
	子供動物センター 256.6㎡ ふれあいセンター 256.6㎡ (2階視聴覚室・ホール・階段)	年1回 床洗浄ワックス塗布
便所清掃	屋外5棟及び子供動物センター	休園日を除く毎日1回 ただし、 土日祝日は3回(※A) 2回(※B)
	管理事務所	週1回
園内清掃	園路及び園内の広場	別紙清掃区域図のとおり
※便所・園内清掃は休園日を除く。 ※A 4,5,8～11,3月および1月2,3日 ※B A以外の期間		

2. 駐車場

内 容	場 所	頻 度
場内清掃	動物園駐車場 9,500m ² <u>持込み車両</u> での巡回ゴミ拾い	週1回
場内清掃	中央駐車場 3,600m ² <u>持込み車両</u> での巡回ゴミ拾い	週1回
場内清掃	東駐車場 27,500m ² <u>持込み車両</u> での巡回ゴミ拾い	週1回
周辺清掃	無料バス停留所自動販売機周辺 <u>持込み車両</u> での巡回ゴミ拾い	週1回
便所清掃	3箇所	休園日を除く毎日1回 ただし、 A期間の土日祝日は2回
※休園日を除く。 ※A期間 4,5,8～11,3月および1月2,3日		

※ 園内園路・駐車場ともに雨・雪の日を除く。
(実質作業日284日程度 例年の実績平均)

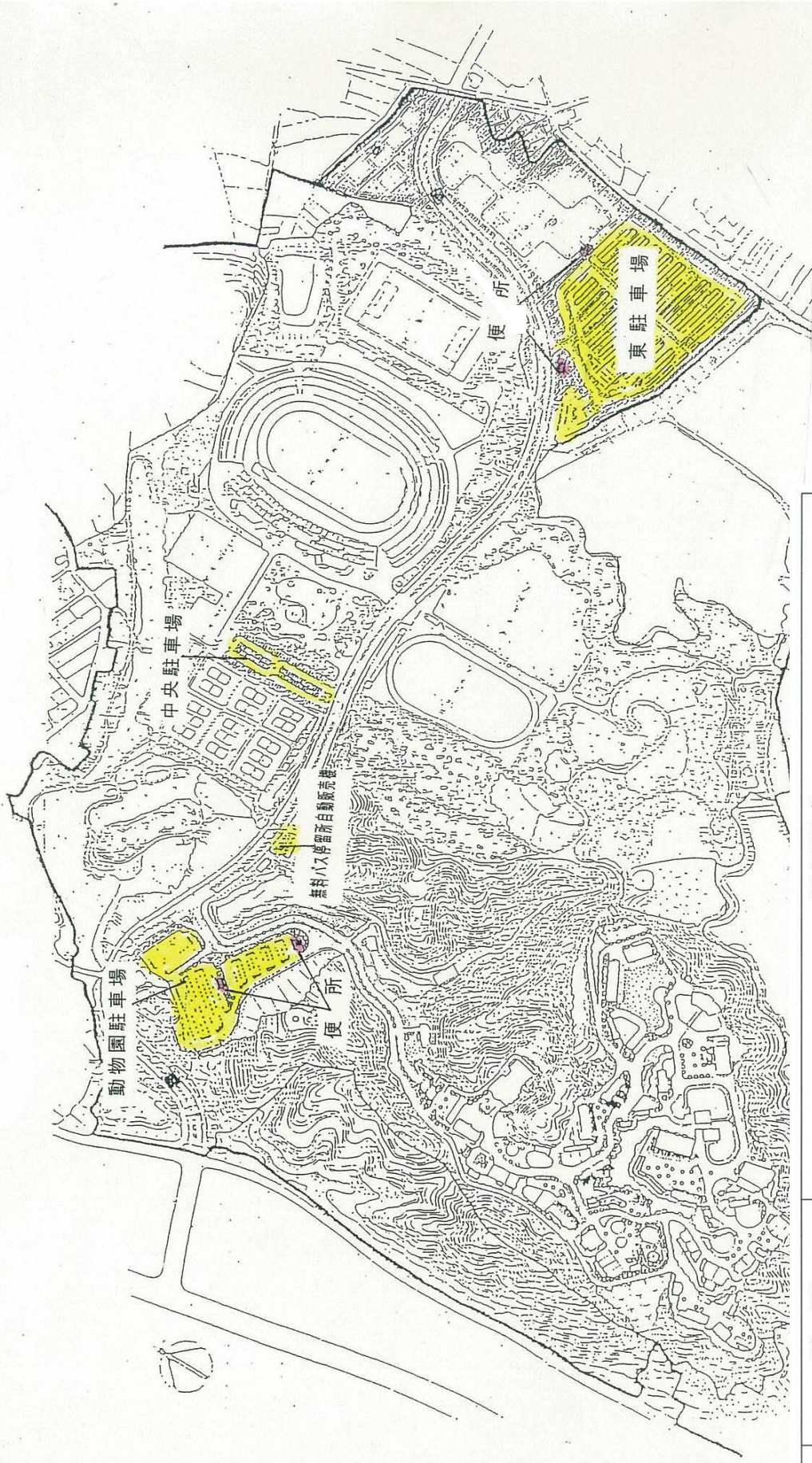
とべ動物園 清掃区域図



色分	種別	清掃頻度
黄色	園路及び園内清掃	休園日を除く毎日
オレンジ	園路及び園内清掃	週1回
ピンク	便所清掃 (6箇所)	休園日を除く毎日1回 ただし、土日祭日※ A期間3回 B期間2回
緑	便所清掃 (事務所)	週1回
青	床面清掃	年1回

園内園路・駐車場ともに雨・雪の日を除く。※A:4, 5, 8~11, 3月及び1/1, 2 ※B:A以外

駐車場清掃区域図



色分	種 別	清掃頻度
	場内及び周辺清掃	週 1 回
	便所清掃 3 箇所)	休園日を除く毎日 1 回、ただし、A 期間の土日祭日は 2 回

園内園路・駐車場ともに雨・雪の日を除く。※A期間 4、5、8～11、3月及び1/1、2

別紙様式（第15条関係）

業 務 完 了 報 告 書

平成 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会

理事長 佐伯 要 様

住 所

会社名

代表者名

印

平成 年 月の業務を完了しましたので、愛媛県立
とべ動物園清掃業務委託契約書第15条の規定により
業務完了報告書を提出します。